

資料 2 - 6 犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置の改定（答申案）

（次のとおり改定することとし、改正法の施行と一体的に施行）

現行要領	改正案
<p>動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第7条第1項及び第2項の規定による犬又はねこの引取り並びに法第8条第2項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物の収容に関する措置は、次によるものとする。</p> <p>第1 犬及びねこの引取り</p> <p>1 都道府県知事又は政令で定める市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、犬又はねこを引き取るべき場所を指定するに当たっては、住民の便宜を考慮するように努めること。</p> <p>2 都道府県知事等は、法第7条第2項の規定による引き取りを求められた犬又はねこが明らかに遺失物法（明治32年法律第87号）第12条に規定する逸走の家畜に当たると認められる場合には、拾得場所を管轄する警察署長に差し出すように当該犬又はねこの引取りを求めた者に教示すること。</p> <p>3 都道府県知事等は、法第7条第1項又は第2項により引き取った犬又はねこについて、引取り又は拾得の日時及び場所、引き取り事由並びに特徴（種類、大きさ、毛色、性別、推定年月</p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第35条第1項及び第2項の規定による犬又はねこの引取り並びに法第36条第2項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物の収容に関する措置は、次によるものとする。</p> <p>第1 犬及びねこの引取り</p> <p>1 都道府県等（法第35条第1項に規定する都道府県等をいう。）の長（以下「都道府県知事等」という。）は、犬又はねこを引き取るべき場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮するとともに、引取りの場所等について、住民への周知徹底に努めること。また、都道府県等は、当該引取り措置は、緊急避難として位置付けられたものであり、今後の終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、当該引取りを行うように努めること。</p> <p>2 所有者から引取りを求められたときは、終生飼養、みだりな繁殖の防止等の飼主責任の徹底を図る観点から、引取りを求める事由、頻度及び頭数に応じて、飼養の継続、生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言に努めること。</p> <p>3 都道府県知事等は、法第35条第2項の規定による引き取りを求められた犬又はねこが明らかに遺失物法（明治32年法律第87号）第12条に規定する逸走の家畜に当たると認められる場合には、拾得場所を管轄する警察署長に差し出すように当該犬又はねこの引取りを求めた者に教示すること。</p> <p>4 都道府県知事等は、法第35条第1項又は第2項の規定により引き取った犬又はねこについて、引取り又は拾得の日時及び場所、引き取り事由並びに特徴（種類、大きさ、毛色、毛の長短、</p>

齢、標識等)を所要の原簿に記入すること。この場合において、所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該原簿に記入した事項を通知し、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第8項の規定に準ずる措置をとるよう協力を求めること。

性別、推定年月齢、装着している首輪等の識別器具の種類及びそれに付されている情報等)を台帳に記入すること。この場合において、所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該台帳に記入した事項を通知し、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第8項の規定に準ずる措置を採るよう協力を求めること。ただし、他の法令に別段の定めがある場合を除き、明らかに所有者がいないと認められる場合等にあつてはこの限りでない。

5 都道府県知事等は、法第35条第2項の規定により引き取った犬又はねこについて、マイクロチップ等の識別器具等の装着又は施術の状況について確認するように努めること。ただし、識別器具の装着ができないと考えられる幼齢の犬又はねこについては、この限りではない。

6 都道府県知事等は、法第35条第1項又は第2項の規定により引き取った犬又はねこについて、必要に応じて治療を行うこと。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与え、又は長引かせる結果になる場合等、死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合にあつては、この限りでない。

## 第2 負傷動物の収容

- 1 都道府県知事等は、法第8条第2項の規定による通報があつたときは、公共の場所を管理する者等関係者の協力を得て、疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物を迅速に収容するように努めること。
- 2 都道府県知事等は、疾病にかかり、又は負傷

## 第2 負傷動物等の収容

- 1 法第36条第2項の規定による動物の収容は、都道府県知事等が、施設の収容力及び構造及び人員の配置状況並びに当該地域における疾病にかかり、若しくは負傷した動物(以下「負傷動物」という。)又は動物の死体(以下「負傷動物等」という。)の発生状況等を踏まえ、法第44条に規定する愛護動物のうちから適切に選定して行うように努めること。
- 2 都道府県知事等は、法第36条第2項の規定による通報があつたときは、公共の場所を管理する者等関係者の協力を得て、負傷動物等を迅速に収容するように努めること。

- 3 都道府県知事等が、負傷動物等を収容した場

した犬、ねこ等の動物を収容した場合には、第1の2及び3に準ずる措置をとること。

### 第3 保管

1 都道府県知事等は、犬若しくはねこを引き取り、又は疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物を収容したときは、適当と認められる施設（以下「施設」という。）に保管すること。

2 都道府県知事等は、施設に保管する犬、ねこ等の動物（以下「保管動物」という。）について、標識番号の明らかなものは登録団体へ照会する等当該保管動物の所有者の発見又は飼養することを希望する者の発見に努めること。

3 保管動物は、適正に飼養及び保管し、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与える結果になる場合等死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合は、この限りでない。

合には、第1の3から6までの規定を準用する。

### 第3 保管、返還及び譲渡

1 都道府県知事等は、犬若しくはねこを引き取り、又は負傷動物等を収容したときは、その健康及び安全の保持等を図る観点から、構造等が適正な施設及び方法によって保管すること。

2 都道府県知事等は、施設に保管する犬、ねこ等の動物（以下「保管動物」という。）のうち、所有者がいると推測されるものについては公報、インターネット等による情報の提供を行う等により、また、標識番号等の明らかなものについては登録団体等へ照会する等により、当該保管動物の所有者の発見に努めること。

3 所有者がいないと推測される保管動物、所有者から引取りを求められた保管動物及び所有者の発見ができない保管動物について、家庭動物又は展示動物としての適性を評価し、適性があると認められるものについては、飼養することを希望する者を募る等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。

4 飼養することを希望する者の発見は、近隣の都道府県知事等との連携を図りつつ、できる限り広域的に行うように努めること。この際、保管動物に関する情報の提供については、インターネット等を活用する等により広域的かつ迅速に行われるように努めること。

5 保管動物の譲渡に当たっては、飼養することを希望する者に対して事前に飼養の方法等に関する講習等を行うとともに、マイクロチップの装着及び不妊又は去勢の措置が確実に行われるようにするための措置を講じるように努めるこ

<p>第4 処分 保管動物の処分は、所有者への返還、飼養することを希望する者又は動物を教育、試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡及び殺処分とする。</p> <p>第5 死体の処理 動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には、当該施設により、専用の処理施設が設けられていない場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の定めるところにより処理すること。ただし、化製その他経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。</p> <p>第6 報告 都道府県知事等は、犬若しくはねこの引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況を、別に示すところにより、<u>内閣総理大臣</u>に報告すること。</p>	<p><u>と。</u></p> <p>6 <u>施設における保管の期間は、できる限り、保管動物の所有者、飼養することを希望する者等の便宜等を考慮して定めるように努めること。</u></p> <p>7 <u>保管動物を飼養することを希望する者の募集、保管動物の譲渡後の飼養又は保管の状況を確認するための調査等の業務については、必要に応じて動物愛護推進員、動物の愛護を目的とする団体等との連携を広く図りつつ行うように努めること。</u></p> <p>8 <u>所有者への返還及び飼養することを希望する者への譲渡を行う場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮するとともに、それらについて、住民への周知徹底に努めること。</u></p> <p>第4 処分 保管動物の処分は、所有者への返還、飼養することを希望する者又は動物を教育、試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡及び殺処分とする。</p> <p>第5 死体の処理 動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には当該施設により、専用の処理施設が設けられていない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の定めるところにより、処理すること。ただし、化製その他経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。</p> <p>第6 報告 都道府県知事等は、犬若しくはねこの引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況を、<u>様式</u>により、<u>環境省自然環境局長</u>に報告すること。</p>
--	--

1 犬及びねこの引取り

区 分		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	備 考
犬	引 取 り 数	成熟個 体	( )	( )	( )	( )	
		幼齡の 個体					
	処 分 数	返 還 数					
		譲 渡 数	一 般				
			そ の 他				
殺 処 分 数							
ね こ	引 取 り 数	成熟個 体					
		幼齡の 個体					
	処 分 数	返 還 数					
		譲 渡 数	一 般				
			そ の 他				
殺 処 分 数							

2 負傷動物の収容

区 分		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	備 考
犬	収 容 数						
	処 分 数	返 還 数					
		譲 渡 数	一 般				
			そ の 他				
		殺 処 分 数					
ね こ	収 容 数						
	処 分 数	返 還 数					
		譲 渡 数	一 般				
			そ の 他				
		殺 処 分 数					
そ の 他	収 容 数						
	処 分 数	返 還 数					
		譲 渡 数	一 般				
			そ の 他				
		殺 処 分 数					

記入上の注意事項

- (1)本状況報告書は、毎年度末に提出すること。
- (2)引取り数の欄の犬については、狂犬病予防法に基づく抑留犬を含めた数を記入すること（括弧内には抑留犬の数を記入すること）。
- (3)引取り数の欄における幼齢の個体は、離乳していない個体を記入すること。
- (4)返還数の欄には、引取り又は収容を行った後、所有者が発見され、所有者に返還した場合の数を記入すること。
- (5)譲渡数の一般の欄には、引取りを行った後、新たな飼養希望者へ譲渡した場合の数を記入すること。
- (6)譲渡数のその他の欄には、引取りを行った後、動物を教育・試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者へ譲渡した場合の数を記入すること。
- (7)返還数の欄には、負傷動物を収容した後、所有者が判明したことによって返還した場合の数を記入すること。
- (8)犬、ねこ以外の動物について収容した場合には、その他の欄に種類ごとに欄を追加して記入すること。

## 参考 主な変更点

現行要領	改正案
<p>動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第7条第1項及び第2項の規定による犬又はねこの引取り並びに法第8条第2項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物の収容に関する措置は、次によるものとする。</p> <p>第1 犬及びねこの引取り</p> <p>1 都道府県知事又は政令で定める市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、犬又はねこを引き取るべき場所を指定するに当たっては、住民の便宜を考慮するように努めること。</p> <p>2 都道府県知事等は、法第7条第2項の規定による引き取りを求められた犬又はねこが明らかに遺失物法（明治32年法律第87号）第12条に規定する逸走の家畜に当たると認められる場合には、拾得場所を管轄する警察署長に差し出すように当該犬又はねこの引取りを求めた者に教示すること。</p> <p>3 都道府県知事等は、法第7条第1項又は第2項により引き取った犬又はねこについて、引取り又は拾得の日時及び場所、引き取り事由並びに特徴（種類、大きさ、毛色、性別、推定年月</p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第35条第1項及び第2項の規定による犬又はねこの引取り並びに法第36条第2項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物の収容に関する措置は、次によるものとする。</p> <p>第1 犬及びねこの引取り</p> <p>1 都道府県知事及び指定都市の長、<u>地方自治法第252条の2第1項の中核市の長その他政令で定める市の長等（法第35条第1項に規定する都道府県等をいう。）の長</u>（以下「都道府県知事等」という。）は、犬又はねこを引き取るべき場所、<u>日時及び費用等の指定</u>に当たっては、住民の便宜等を考慮する<u>ように努める</u>とともに、<u>引取りの場所、日時及び費用等について、住民への周知徹底にさせる努めること。また、都道府県等は、犬及びねこの当該引取り措置は、緊急避難的措置として位置づけられたものであり、今後の終生飼養及び、みだりな繁殖の防止等の飼主所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべき緊急避難的措置として位置づけられたものであることについても配慮するとの観点に立って、当該引取りを行うように努めること。また、引取りの場所、日時及び費用については、住民に周知徹底すること。</u></p> <p>2 所有者から引取りを求められたときは、<u>終生飼養及び、みだりな繁殖の防止等の飼主責任の徹底を図る観点から、その引取りを求める事由、頻度及び頭数に応じて、飼養の継続及び、生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言を行う努めること。</u></p> <p>3 都道府県知事等は、法第35条第2項の規定による引取りを求められた犬又はねこが明らかに遺失物法（明治32年法律第87号）第12条に規定する逸走の家畜に当たると認められる場</p>

齡、標識等)を所要の原簿に記入すること。この場合において、所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該原簿に記入した事項を通知し、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第8項の規定に準ずる措置をとるよう協力を求めること。

合には、拾得場所を管轄する警察署長に差し出すように当該犬又はねこの引取りを求めた者に教示すること。

4 都道府県知事等は、法第35条第1項又は第2項の規定により引き取った犬又はねこについて、引取り又は拾得の日時及び場所、引取り事由並びに特徴(種類、大きさ、毛色、毛の長短、性別、推定年月齢、装着している首輪等の識別器具の種類及びそれに付されている情報等)を所要の原簿台帳に記入すること。この場合において、所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該原簿台帳に記入した事項を通知し、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第8項の規定に準ずる措置をとる採るよう協力を求めること。ただし、他の法令に別段の定めがある場合を除き、明らかに所有者がいないと認められる場合等にあつてはこの限りでない。

5 都道府県知事等は、法第35条第2項の規定により引き取った犬又はねこについて、マイクロチップ等の識別器具等の装着又は施術の状況について確認するように努めること。ただし、当該識別器具の装着ができないと考えられる幼齢なの犬又はねこについては、この限りではない。

6 都道府県知事等は、法第35条第1項又は第2項の規定により引き取った犬又はねこについて、必要に応じて治療を行うこと。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与え、又は長引かせる結果になる場合等、死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合にあつては、この限りでない。

## 第2 負傷動物の収容

## 第2 負傷動物等の収容

1 法第36条第2項に規定するによる動物の種類は、犬及びねこの他、法第27条に規定する愛護動物のうち都道府県知事等が指定する種類の動物とすること。

—なお、この収容は、都道府県知事等が、指定する種類の動物については、施設の収容力、及

1 都道府県知事等は、法第8条第2項の規定による通報があったときは、公共の場所を管理する者等関係者の協力を得て、疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物を迅速に收容するように努めること。

2 都道府県知事等は、疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物を收容した場合には、第1の2及び3に準ずる措置をとること。

### 第3 保管

1 都道府県知事等は、犬若しくはねこを引き取り、又は疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物を收容したときは、適当と認められる施設（以下「施設」という。）に保管すること。

2 都道府県知事等は、施設に保管する犬、ねこ等の動物（以下「保管動物」という。）について、標識番号の明らかなものは登録団体へ照会する等当該保管動物の所有者の発見又は飼養することを希望する者の発見に努めること。

び構造及び人員の配置状況並びに当該地域における疾病にかかり、又は若しくは負傷した動物（以下「負傷動物」という。）又は動物の死体（以下「負傷動物等」という。）の発生状況等を踏まえて、法第44条に規定する愛護動物のうちから必要に応じて適切に選定するして行うように努めること。

2 都道府県知事等は、1に規定する種類の動物について法第36条第2項の規定による通報があったときは、公共の場所を管理する者等関係者の協力を得て、当該負傷動物等を可能な限り迅速に收容するように努めるように努めること。

3（第1の6に移動）收容した負傷動物については、治療を行う等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与える結果になる場合等死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合は、この限りでない。

4—3 都道府県知事等はが、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した負傷動物等を收容した場合には、第1の3、4及び、5及び6-3から6までの規定に準ずる措置をとることを準用する。

### 第3 保管、返還及び譲渡

1 都道府県知事等は、犬若しくはねこを引き取り、又は疾病にかかり、若しくは負傷した負傷動物等を收容したときは、その健康及び安全の保持等を図る観点から、適正な構造等が適正な施設（以下「施設」という。）及び方法によって飼養及び保管すること。

2 都道府県知事等は、施設に保管する犬、ねこ等の動物（以下「保管動物」という。）のうち、所有者がいると認められる保管動物推測されるものについては公報、インターネット等による情報の提供を行う等により、また、標識番号等が明らかな保管動物ものについては登録団体等へ照会する等により、当該保管動物の所有者

3 保管動物は、適正に飼養及び保管し、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与える結果になる場合等死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合は、この限りでない。

の発見に努めること。

3 所有者がいないと認められる推測される保管動物、所有者から引取りを求められた保管動物及び所有者の発見ができない保管動物については、家庭動物又は展示動物としての適性を評価を実施し、適性があると認められる性状のものについては、飼養することを希望する者の発見に努めるを募る等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。

4 飼養することを希望する者の発見は、近隣の都道府県知事等との連携を図りつつ、できる限り広域的に行うように努めること。この際、保管動物に関する情報の提供については、インターネット等を活用する等により広域的かつ迅速に行われるようにする努めること。

5 保管動物の譲渡に当たっては、飼養することを希望する者に対して事前に飼養及び保管の方法等に関する講習等を行うとともに、マイクロチップの装着及び不妊又は去勢の措置が確保される確実に行われるようにするための措置を講じるように努めること。

6 施設における保管の期間は、できる限り、保管動物の所有者、飼養することを希望する者等の便宜等を考慮して定めるように努めること。

7 保管動物を飼養することを希望する者の発見募集、及び保管動物の譲渡後の飼養及び又は保管の状況を確認するための調査等の業務については、必要に応じて動物愛護推進員、動物の愛護を目的とする団体等との連携を広く図りつつ行うように努めるように努めること。

8 所有者への返還及び飼養することを希望する者への譲渡を行う場所、日時及び費用等の指定に当たっては、住民の便宜等を考慮するとともに、それらについては、住民への周知徹底す

<p>第4 処分  保管動物の処分は、所有者への返還、飼養することを希望する者又は動物を教育、試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡及び殺処分とする。</p> <p>第5 死体の処理  動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には、当該施設により、専用の処理施設が設けられていない場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の定めるところにより処理すること。ただし、化製その他経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。</p> <p>第6 報告  都道府県知事等は、犬若しくはねこの引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況を、別に示すところにより、<u>内閣総理大臣</u>に報告すること。</p>	<p style="text-align: center;"><u>るさせるに努めること。</u></p> <p>第4 処分  保管動物の処分は、所有者への返還、飼養することを希望する者又は動物を教育、試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡及び殺処分とする。</p> <p>第5 死体の処理  動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には、<del>当該施設</del>により、専用の処理施設が設けられていない場合には、<del>廃棄物の処理及び清掃</del>に関する法律(昭和45年法律第137号)の定めるところにより、<u>処理</u>すること。ただし、化製その他経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。</p> <p>第6 報告  都道府県知事等は、犬若しくはねこの引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況を、<del>別に示すところ様式</del>により、<u>環境省自然環境局長</u>に報告すること。</p>
---	---

1 犬及びねこの引取り

区 分		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	備 考
犬	引 取 り 数	成熟個 体	( )	( )	( )	( )	
		幼齢な の個体					
	処 分 数	返 還 数					
		讓 渡 数	一 般				
			そ の 他				
殺 処 分 数							
ね こ	引 取 り 数	成熟個 体					
		幼齢な の個体					
	処 分 数	返 還 数					
		讓 渡 数	一 般				
			そ の 他				
殺 処 分 数							

2 負傷動物の収容

区 分		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	備 考
犬	収 容 数						
	処 分 数	返 還 数					
		讓 渡 数	一 般				
			そ の 他				
殺 処 分 数							
ね こ	収 容 数						
	処 分 数	返 還 数					
		讓 渡 数	一 般				
			そ の 他				
殺 処 分 数							
負傷動物その他	収容数						
	処 分 数	返還数					
		讓 渡 数	一 般				
			そ の 他				
殺 処 分 数							
負傷動物その他	収容数						
	処 分 数	返還数					
		讓 渡 数	一 般				
			そ の 他				
殺 処 分 数							

記入上の注意事項

- (1)本状況報告書は、毎年度末に提出すること。
- (2)引取り数の欄の犬については、狂犬病予防法に基づく抑留犬を含めた数を記入すること（括弧内には狂犬病予防法に基づく抑留犬の数を記入すること）。
- (3)引取り数の欄における幼齢~~な~~の個体は、離乳していない個体を記入すること。
- (4)返還数の欄には、捕獲もしくは引取り引取り又は収容を行った後、所有者が発見され、所有者に返還した場合にの数を記入すること。
- (5)譲渡数の一般の欄には、引取りを行った後、新たな飼養希望者へ譲渡した場合の数を記入すること。
- (6)譲渡数の~~の~~その他の欄には、引取りを行った後、動物を教育・試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者へ譲渡した場合の数を記入すること。
- (7)返還数の欄には、負傷動物を収容した後、所有者が判明したことによって返還した場合の数を記入すること。
- (8)~~負傷動物のその他の欄には、収容した動物の種類及びその数を犬、ねこ以外の動物について収容した場合には、その他の欄に種類ごとに欄を~~追加して記入すること。

